福県医発第２２０６号（地）
平成１７年3月 5 日

第1404号
受
17. 3. 8
小郡三井医師会

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘

医療法第 25 条第１項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

手術室の付属設備が「滅菌手洗いの設備」から「清潔な手洗いの設備」に改められたことにつきましては、福県医発第２１０８号（H１７．２．１８付）にて通知いたしておりましたが、本件は、医療法施行規則が改正されたことに伴い、医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱の一部を改めたものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**

日医発第1181号(地Ⅰ222)

平成１７年２月２４日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長

植　松　治　雄

医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長から都道府県知事、政令市長、特別区長に対して標記通知が発出されました。

厚生労働科学特別研究事業分担研究報告書「医療施設における院内感染（病院感染）の防止について」を受け、医療法施行規則が改正され、手術室の付属設備が「滅菌手洗いの設備」から「清潔な手洗いの設備」に改められたことについては、平成１７年２月７日付日医発第1119号(地Ⅰ211)の文書をもってご通知申し上げましたが、本件は、医療法施行規則が改正されたことに伴い、医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱の手術室の摘要部分を一部改めたものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきましてご了知いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

17.2.28
4694

医政発第0214006号
平成１７年２月１４日

社団法人日本医師会長　殿

厚生労働省医政局長

医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事あて送付したので御了知願います。

写

医政発第0214005号
平成１７年２月１４日

各都道府県知事
各政令市長
各特別区長
殿

厚生労働省医政局長

医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査については、「医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱」（平成１３年６月１４日医薬発第６３７号・医政発第６３８号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成１７年２月１日厚生労働省令第１２号）が平成１７年２月１日から施行されることに伴い、今般、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４の規定による技術的な助言として、同要綱を別添のとおり見直したので、今後の立入検査の実施に当たって参考とされたい。

（別　添）

医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査要綱

（改正項目（下線部分）抜粋）

（平成１７年２月）

厚生労働省医政局

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			2. 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。（ただし、場合により２以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。）	2. 兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。
7	手術室 整備され、かつ、必要な設備が設けられているか。	法21.1.3 則16.1.1 則20.1.2 則20.1.3	※手術室を有すべき病院 外科、整形外科、美容外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院	
			1. 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならないこと。	1. 不浸透質のもの（陶製タイル、テラゾー、プラスチックなど）床の構造が電導床である場合又は湿度調整の設備を有する場合は必ずしも必要でない。
			2. 起爆性のある麻酔ガスの使用に当たっては危害防止上必要な方法を講じること。	
8	分娩室及び新生児に必要な施設が整備されているか。	法21.1.10	・産婦人科又は産科を有する病院にあっては分娩室及び新生児の入浴施設（沐浴室及び浴槽）を有しており、適正な構造になっていること。	・沐浴室は専用であることが望ましいが、分娩室等と適宜仕切られるような構造であってもよい。
9	臨床検査施設 整備され、かつ、必要な設備が設けられているか。	法15.2 法21.1.5 則16.1.16 則20.1.5 則20.1.6	1. 血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。	1. 検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る設備を設けないことができる。ただし、休日・夜間や救急時の体制が確保されていること。また、生理学的検査を行う場所は原則として病院又は診療所等医業の行われる場所に限定されるものであること。（H13.2.22医政発第１２５号参照）